# 各市条例における住民投票条文比較

ニセコ町	宝塚市	生野町	多摩市
(町民投票の実施)	(市民投票)	(住民投票)	(住民投票)
第48条 町は、ニセコ町にかかわる重	第17条 市長は、広く市民の意思を直	第31条 町は、生野町にかかわる重要	第28条 市長は、市政に係る重要事項
要事項について、直接、町民の意思を	接問う必要があると判断した場合は、	事項について、直接町民の意思を確認	について、広く市民の意思を確認する
確認するため、町民投票の制度を設け	市民投票を実施することができる	するために住民投票の制度を設ける	ため、必要に応じて住民投票を実施す
ることができる。		ことができる。	ることができます。
(町民投票の条例化)			2 市長は、住民投票で得た結果を尊重
第49条 町民投票に参加できる者の			しなければなりません。
資格その他町民投票の実施に必要な			3 住民投票を行う場合はその事案ご
事項は、それぞれの事案に応じ、別に			とに、投票権者、投票結果の取扱い等
条例で定める。			を規定した条例を別に定めるものと
2 前項に定める条例に基づき町民投			します。
票を行うとき、町長は町民投票結果の			(住民投票の発議・請求)
取扱いをあらかじめ明らかにしなけ			第29条 市長は、住民投票を規定した
ればならない。			条例を市議会に提出することにより
			住民投票を発議することができます。
			2 市議会議員は、法令の定めるところ
			により、議員定数の12分の1以上の
			市議会議員の賛成を得て、住民投票を
			規定した条例を市議会に提出するこ
			とにより住民投票を発議することが
			できます。
			3 住民のうち、選挙権を有する者は、
			法令の定めるところにより、その総数
			の50分の1以上の者の連署をもっ
			て、住民投票を規定した条例の制定を
			市長に請求することができます。

## 伊賀市

(市民投票の原則)

- 第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。
- 2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。
- 3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。 (市民投票の実施)
- 第20条 市長は、有権者がその総数の 50分の1以上の者の連署をもって、 その代表者から市民投票に関する条 例の制定の請求があり、当該条例が議 決されたときはこれを実施しなけれ ばならない。
- 2 市民投票は、投票者の総数が当該市 民投票の投票資格者数の2分の1に 満たないときは成立しない。この場合 において、開票作業その他の作業は行 わないものとする。

# 名張市

(住民投票)

- 第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広 く住民の意思を確認する必要があると認めるとき は、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票に付すことができる事項、投票者の資格 要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に 関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別 に条例で定める。
- 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重 しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

- 第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市 政に係る重要事項について、その総数の50分の1 以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求す ることができる。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。
- 3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議 員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。) を得て、住民投票の実施について発議することがで きる。
- 4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国 人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超え たときは、第2項の規定によることなく、住民投票 を実施しなければならない。

#### 篠山市

(住民投票)

- 第24条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったまちづくりを 推進するため、住民投票制度を設ける ことができる。
- 2 市民は、市長に対して住民投票を請求することができる。
- 3 議会及び市長は、住民投票を発議することができる。
- 4 市民、議会、市長及び職員は、住民 投票の結果を尊重しなければならな い。
- 5 請求、発議、投票資格及びその他の 住民投票の実施に必要な事項は、別に 条例で定める。当該条例の制定に際し ては、定住外国人や未成年者の参加に 配慮しなければならない。

## 大和市

(住民投票)

- 第30条 市長は、市政に係る重要事項に ついて、住民の意思を市政に反映するた め、住民投票を実施することができる。
- 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の 結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求等)

- 第31条 本市に住所を有する年齢満16 年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
- 2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の 賛成を得て議員提案され、かつ、出席議 員の過半数の賛成により議決したとき は、市長に対して住民投票の実施を請求 することができる。
- 3 市長は、市政に係る重要事項について、 自ら住民投票を発議することができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 住民投票の投票権を有する者は、本市 に住所を有する年齢満16年以上の者と する。
- 6 住民投票について必要な事項は、別に 条例で定める。

岸和田市	近江八幡市	富士見市	文京区
(住民投票)	(市民投票)	(市民投票制度の活用)	(住民投票)
第20条 市長は、岸和田市が直面する	第27条 市長は、投票資格を有する市	第23条 市は、市政運営上の重要事項	第39条 区は、文京区に係る重要事項
将来にかかわる重要課題について、定	民、市議会又は自らの請求若しくは発	に係る意思決定については、富士見市	について、直接区民の意思を確認する
住外国人を含む住民のうち 18 歳以上	議に基づき、市政に係る重要事項につ	民投票条例(平成 14 年条例第 29 号)	ため、住民投票の制度を設けることが
の者が、その総数の4分の1以上の者	いて、直接、市民の意思を確認する必	に定める市民投票の制度の活用に努	できる。
の連署をもって住民投票を市長に請	要があると認めるときは、市民投票を	めなければならない。	2 住民投票の制度及び実施に関し必
求したときは、直接住民の意思を問う	実施することができます。		要な事項は、別に条例で定める。
ため住民投票を実施しなければなら	2 市民投票に付すことができる事項、		
ない。	投票者の資格要件その他市民投票の		
2 住民投票の投票権を有する者は、定	発議及び請求並びに実施に関して必		
住外国人を含む住民のうち 18 歳以上	要な事項は、別に条例で定めます。		
の者とする。	3 市民、市議会及び市長は、市民投票		
3 市は、住民投票の結果を尊重しなけ	の結果を最大限尊重しなければなり		
ればならない。	ません。		
4 住民投票の実施に関する手続その			
他必要な事項については、別に条例で			
定める。			